

第 347 回(令和2年2月)定例会
会派提案意見書案に対する態度

【会派名：自由民主党】

| 番号 | 件名 | 提出 会派 | 態度 | 理由 |
|--------|-----------------------------------|----------|---------|---|
| 意 1 | 適正な土地の管理の確保のための地籍調査の推進に関する意見書 | 自 | — | — |
| 意 2 | 新たな過疎対策法の制定に関する意見書 | 自 | — | — |
| 意 3 | 性犯罪に関する刑法規定の見直しを求める意見書 | 民 | ○ | 原案どおり賛成 |
| 意 4 | 中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書 | 公 | ○ | 原案どおり賛成 |
| 意 5 | 新たな過疎対策法の制定に関する意見書 | 公 | △ | 次のとおり修文すべき。 「現行の特別措置法に引き続き総合的な過疎対策の実施を要望する」旨を追記し、「記」以下を削除する。 |
| 意 6 | 高齢者を特殊詐欺から守る体制整備を求める意見書 | 維 | ○ | 原案どおり賛成 |
| 意 7 | 外国にルーツを持つ子どもたちへの日本語教育の体制整備を求める意見書 | 維 | ○ | 原案どおり賛成 |
| 意 8 | 新型コロナウイルス感染拡大防止対策を求める意見書 | 共 | 座長試案に統合 | |
| 意 9 | 子どもの歯科矯正に保険適用の拡充を求める意見書 | 共 | △ | 次のとおり修文すべき。 ・保険適用の拡充する範囲が明確でないため、文言を追加する。 |

(備考) 「態度」欄 ○:概ね原案どおり賛成 △:修文のうえ賛成 ×:当該案に反対 —:自会派提案
※ △で修文を求める場合は、修文の具体的な文案を書面でお示し願います。

（公明党・県民会議）

意見書案 第 号

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」を制定して以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、人口減少と高齢化は特に過疎地域において顕著であり、路線バスなど公共交通機関の廃止、医師及び看護師等の不足、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など生活・生産基盤の弱体化が進むなかで、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、過疎地域は極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、また、都市に対して、食糧の供給・水資源の供給、自然環境の保全といやしの場を提供するとともに、森林による地球温暖化の防止に貢献するなどの多面的・公共的機能を担っている。国民共通の財産であり、国民の心のより所となる美しい国土と豊かな環境を未来の世代に引き継ぐ努力をしている地域である。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域の振興を図り、そこに暮らす人々の生活を支えていくことが重要である。

よって、国におかれては、過疎地域がそこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されるため、**下記事項に取り組みられるよう強く要望する。引き続き社会基盤整備をはじめとする総合的な過疎対策を充実・強化されるよう新たな過疎対策法の制定を強く要望する。**

記

- ~~1 新たな過疎対策法を制定すること。その際、現行法第33条に規定するいわゆる「みなし過疎」と「一部過疎」を含めた現行過疎地域を継続して指定対象とすることを基本としつつ、過疎地域の指定要件、指定単位については、過疎地域の特性を的確に反映したものとする。~~
- ~~2 過疎地域において特に深刻な人口減少と高齢化に対処するため、産業振興、雇用拡大、子育て支援等の施策を推進すること。~~
- ~~3 住民が安心・安全に暮らせるよう、医療の確保、公共交通の確保、教育環境の整備等、広域的な事業による対応も含めて推進すること。~~
- ~~4 過疎地域においても、高度通信等社会の恩恵を享受できるよう、情報通信基盤の整備や財政支援措置を講じること。~~

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

（日本共産党）

子どもの歯科矯正に保険適用の拡充を求める意見書

次世代を担う子どもたちが健やかで心豊かに成長するために心身の健康を保つことは、すべての保護者、大人たちの願いである。

子どもの歯や口腔の健康な状態を保持すること、発育期において適切な歯科矯正治療を受けられることは、顔の骨格や身体の健康を良好な状態にするだけでなく、精神的安定や生活習慣の改善にも効果があるといわれる。また、咀嚼や口腔機能を維持回復させることは、QOL（生活の質）の向上につながり、医療費の抑制にも寄与することが「8020運動」等によって実証されている。

これまでに、歯科矯正治療に係る保険給付の対象は、その範囲の拡大や見直しが行われ、現在 53 の疾患が保険適用とされている。しかし、それらの疾患には該当しない場合が多く、保険適用外の治療となることが大半である。

子どもの歯並びについては、学校健診で要受診・要治療項目として指摘されることが多いものの、保険適用に該当しない場合、費用の負担が高額になることから、矯正治療を断念する場合もあるのが現状である。一方、ドイツ、フランス、イギリスなど諸外国では子どもの歯科矯正治療は保険適用が可能である。

よって、国におかれては、**発達段階の**子どもたちの**成長を妨げないための適正な**歯科矯正治療を可能にするため、保険適用の拡充を要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

第 347 回(令和2年2月)定例会
会派提案意見書案に対する態度

【会派名：ひょうご県民連合】

| 番号 | 件名 | 提出 会派 | 態度 | 理由 |
|--------|-----------------------------------|----------|---------|---|
| 意 1 | 適正な土地の管理の確保のための地籍調査の推進に関する意見書 | 自 | ○ | 原案どおり賛同する。 |
| 意 2 | 新たな過疎対策法の制定に関する意見書 | 自 | △ | 意見書案5と統合すべき。 |
| 意 3 | 性犯罪に関する刑法規定の見直しを求める意見書 | 民 | — | — |
| 意 4 | 中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書 | 公 | ○ | 原案どおり賛同する。 |
| 意 5 | 新たな過疎対策法の制定に関する意見書 | 公 | △ | 意見書案2と統合すべき。 |
| 意 6 | 高齢者を特殊詐欺から守る体制整備を求める意見書 | 維 | ○ | 原案どおり賛同する。 |
| 意 7 | 外国にルーツを持つ子どもたちへの日本語教育の体制整備を求める意見書 | 維 | ○ | 原案どおり賛同する。 |
| 意 8 | 新型コロナウイルス感染拡大防止対策を求める意見書 | 共 | 座長試案に統合 | |
| 意 9 | 子どもの歯科矯正に保険適用の拡充を求める意見書 | 共 | △ | 次のおり修正すべき。 ・すべての歯科矯正を保険適用すると財政的負担が大きくなるため、別添のおり修正。 |

(備考) 「態度」欄 ○:概ね原案どおり賛成 △:修正のうえ賛成 ×:当該案に反対 —:自会派提案
※ △で修正を求める場合は、修正の具体的な文案を書面でお示し願います。

意見書案 第 号

（日本共産党）

子どもの歯科矯正に保険適用の拡充を求める意見書

次世代を担う子どもたちが健やかで心豊かに成長するために心身の健康を保つことは、すべての保護者、大人たちの願いである。

子どもの歯や口腔の健康な状態を保持すること、発育期において適切な歯科矯正治療を受けられることは、顔の骨格や身体の健康を良好な状態にするだけでなく、精神的安定や生活習慣の改善にも効果があるといわれる。また、咀嚼や口腔機能を維持回復させることは、QOL（生活の質）の向上につながり、医療費の抑制にも寄与することが「8020運動」等によって実証されている。

これまでに、歯科矯正治療に係る保険給付の対象は、その範囲の拡大や見直しが行われ、現在 53 の疾患が保険適用とされている。しかし、それらの疾患には該当しない場合が多く、保険適用外の治療となることが大半である。

子どもの歯並びについては、学校健診で要受診・要治療項目として指摘されることが多いものの、保険適用に該当しない場合、費用の負担が高額になることから、矯正治療を断念する場合もあるのが現状である。一方、ドイツ、フランス、イギリスなど諸外国では子どもの歯科矯正治療は保険適用が可能である。

よって、国におかれては、子どもたちの適正な健康上必要な歯科矯正治療を可能にするため、保険適用の拡充を要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

第 347 回(令和2年2月)定例会
会派提案意見書案に対する態度

【会派名：公明党・県民会議】

| 番号 | 件名 | 提出 会派 | 態度 | 理由 |
|--------|-----------------------------------|----------|---------|----------------------|
| 意 1 | 適正な土地の管理の確保のための地籍調査の推進に関する意見書 | 自 | ○ | 原案どおり賛同する。 |
| 意 2 | 新たな過疎対策法の制定に関する意見書 | 自 | △ | 意見書案5と統合すべき。(配付資料参照) |
| 意 3 | 性犯罪に関する刑法規定の見直しを求める意見書 | 民 | ○ | 原案どおり賛同する。 |
| 意 4 | 中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書 | 公 | — | |
| 意 5 | 新たな過疎対策法の制定に関する意見書 | 公 | — | |
| 意 6 | 高齢者を特殊詐欺から守る体制整備を求める意見書 | 維 | ○ | 原案どおり賛同する。 |
| 意 7 | 外国にルーツを持つ子どもたちへの日本語教育の体制整備を求める意見書 | 維 | ○ | 原案どおり賛同する。 |
| 意 8 | 新型コロナウイルス感染拡大防止対策を求める意見書 | 共 | 座長試案に統合 | |
| 意 9 | 子どもの歯科矯正に保険適用の拡充を求める意見書 | 共 | ○ | 原案どおり賛同する。 |

(備考) 「態度」欄 ○:概ね原案どおり賛成 △:修文のうえ賛成 ×:当該案に反対 —:自会派提案
※ △で修文を求める場合は、修文の具体的な文案を書面でお示し願います。

公明：修文（5と統合）意2

意見書案 第 号

（自由民主党）

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎対策については、昭和 45 年に「過疎地域対策緊急措置法」が制定されて以来、4 次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、全国的な人口減少局面を迎える中で、過疎地域の人口減少や高齢化は特に顕著であり、管理放置による森林や農地の荒廃、度重なる豪雨災害による林地崩壊や河川氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、国土面積の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとであり、国民への食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、森林による地球温暖化の防止など多大な貢献をしている。このような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和 3 年 3 月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

よって、国におかれては、同法の失効後も、過疎地域がそこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持され、同時に都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するため、引き続き社会基盤整備をはじめとする総合的な過疎対策を充実・強化することとし、~~特に下記事項に取り組みされるよう~~新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

記

- 1 新たな過疎対策法を制定すること。その際、現行法第 33 条に規定するいわゆる「みなし過疎」と「一部過疎」を含めた現行過疎地域を継続して指定対象とすることを基本としつつ、過疎地域の指定要件、指定単位については、過疎地域の特性を的確に反映したものとすること。
- 2 過疎地域において特に深刻な人口減少と高齢化に対処するため、産業振興、雇用拡大、子育て支援等の施策を推進すること。
- 3 住民が安心・安全に暮らせるよう、医療の確保、公共交通の確保、教育環境の整備等、広域的な事業による対応も含めて推進すること。
- 4 過疎地域においても、高度通信等社会の恩恵を享受できるよう、情報通信基盤の整備や財政支援措置を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

第 347 回(令和2年2月)定例会
会派提案意見書案に対する態度

【会派名： 維新の会】

| 番号 | 件名 | 提出 会派 | 態度 | 理由 |
|--------|-----------------------------------|----------|---------|---|
| 意 1 | 適正な土地の管理の確保のための地籍調査の推進に関する意見書 | 自 | △ | 土地所有者を追跡できない理由として、所有者死亡により多数の相続人が生じていることや共有地での共有者が不明であることなど、様々な理由が考えられるため、修文を求める。 |
| 意 2 | 新たな過疎対策法の制定に関する意見書 | 自 | △ | 公明の意5と統合 |
| 意 3 | 性犯罪に関する刑法規定の見直しを求める意見書 | 民 | △ | 盗撮行為の刑罰化については、若手弁護士の一部に賛同の意見があるが、一般的ではなく冤罪が起りやすい可能性もあるため、記3について削除を求める。 |
| 意 4 | 中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書 | 公 | ○ | |
| 意 5 | 新たな過疎対策法の制定に関する意見書 | 公 | △ | 自民の意2と統合 |
| 意 6 | 高齢者を特殊詐欺から守る体制整備を求める意見書 | 維 | — | |
| 意 7 | 外国にルーツを持つ子どもたちへの日本語教育の体制整備を求める意見書 | 維 | — | |
| 意 8 | 新型コロナウイルス感染拡大防止対策を求める意見書 | 共 | 座長試案に統合 | |
| 意 9 | 子どもの歯科矯正に保険適用の拡充を求める意見書 | 共 | △ | ドイツ、フランス、イギリスの高付加価値税率は約20%であり、我が国とは裏付けとなる財源が違いすぎることから、一部削除を求める。 |

(備考) 「態度」欄 ○:概ね原案どおり賛成 △:修文のうえ賛成 ×:当該案に反対 —:自会派提案
※ △で修文を求める場合は、修文の具体的な文案を書面でお示し願います。

意見書案 第 号

（自由民主党）

適正な土地の管理の確保のための地籍調査の推進に関する意見書

国土交通省は、バブル期に制定された土地基本法の改正と人口減少社会に対応した「新たな総合的土地政策」の策定に向けて検討を行っている。人口減少・少子高齢化が本格化し、所有者不明土地問題や管理不全の土地の問題が顕在化する中、地域の活性化と持続可能性の確保につながる地域づくり・まちづくりを進めるにあたり、土地需要の創出や喚起に努めることがより一層重要となっている。そのためには、所有者等の登記に関する意識を向上させることも重要であり、所有者等は適時にその権利関係を公示する責務を有するという規範を明らかにするとともに、登記手続に要する費用面・手続面でのコスト低減を含め登記を適時に行うインセンティブについても検討する必要がある。

また、国土調査法に基づく地籍調査は、土地の境界等の明確化を図り、その成果が公表されることによって、適正な土地の利用・管理の基礎データとなるものであり、社会資本の整備や防災事業の推進等に資するものとして重要である。

一方、その進捗率は全国で約 52%にとどまっていることから、更なる円滑化・迅速化が求められている。地籍調査では、原則として土地所有者等の現地での立会いにより境界の確認を行うこととされているが、土地所有者等^等の所在不明^等により、その協力が得られない場合等であっても、調査を円滑かつ迅速に進めるための手続の見直しが必要である。さらに、地籍調査の進捗が遅れている都市部や山村部では、地域の特性に応じた効率化の手法の導入が求められる。

よって、国におかれては、上記の状況を鑑み、下記のとおり地籍調査が一層の進捗するよう具体的な施策の整備を強く要望する。

記

- 1 地籍調査の加速化のための予算を確保すること
- 2 所有者不明土地の権利・管理の明確化への手続きの簡略化及び所有者不明土地発生抑制・解消に向けた施策の具体化を図ること
- 3 土地所有者の探索の円滑化・合理化施策の具体化を図ること
- 4 現地境界確認立会など筆界確定作業の新手法の導入等による効率化を図ること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

性犯罪に関する刑法規定の見直しを求める意見書

性犯罪は、被害者の人格や尊厳を著しく侵害し、心身に重大な後遺症を残す深刻な犯罪である。その悪質性、重大性に対して、これまでの刑法の規定では不十分であるという声の高まりを受け、平成 29 年 6 月の刑法改正において、性犯罪に関する規定の見直しが行われた。

しかし、平成 31 年 3 月には、被害者の同意がない行為だと認定されながらも、抵抗不能な状態であったと認定することはできないなどとして無罪とされる判決が相次ぎ、現行の規定が十分でないことが明らかとなった。

平成 29 年の法改正に当たり、衆参両院が採択した附帯決議では、「近年の性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をする」という改正法の趣旨を踏まえた対応について、政府及び最高裁判所に格段の配慮を求めており、また、改正法の附則においては「施行後 3 年を目途として」、施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは所要の措置を講ずることとされている。

よって国においては、施行後 3 年に当たる令和 2 年 7 月に向け、被害の実態に即した性犯罪に関する刑法規定の見直しを行うとともに、次の事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 心理学的・精神医学的知見等についての調査研究データや性犯罪等被害の実態調査結果等を早急にとりまとめ、規定の見直しに反映させること。
- 2 脅迫や不利益を示唆しての強要等による不同意の性行為や、地位関係性を利用した性行為について、被害の実態に即した規定を整備すること。
- ~~3 現行では軽犯罪法または迷惑防止条例等によって対応されている盗撮行為について、刑法に位置付けること。~~
- 4 **3** 平成 29 年改正時の国会附帯決議の内容を遺漏なく実施し、必要に応じて運用を見直し、次期法改正に反映させること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

(公明党・県民会議)

意見書案 第 号

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎対策については、昭和 45 年に「過疎地域対策緊急措置法」を制定して以来、4 次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、**全国的な人口減少局面を迎える中で**、人口減少と高齢化は特に過疎地域において顕著であり、路線バスなど公共交通機関の廃止、医師及び看護師等の不足、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など生活・生産基盤の弱体化が進むなかで、~~多くの集落が消滅の危機に瀕する~~ **とともに、度重なる豪雨災害による林地崩壊や河川氾濫に見舞われる**など、過疎地域は極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、**国土面積の過半を占め、我が国の豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域**であり、また、都市に対して、~~食糧の供給・水資源~~ **食・水・エネルギーを供給し、国土・**自然環境の保全といやしの場を提供するとともに、森林による地球温暖化の防止に貢献するなどの多面的・公共的機能を担っている。**これらは**国民共通の財産であり、国民の心のより所となる美しい国土と豊かな環境を未来の世代に引き継ぐ努力をしている地域である。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和 3 年 3 月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、~~過疎地域の振興を図り、そこに暮らす人々の生活を支えていく~~ **に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進する**ことが重要である。

よって、国におかれては、**同法の失効後も**、過疎地域がそこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されるため、**同時に都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するため、引き続き社会基盤整備をはじめとする総合的な過疎対策を充実・強化されるよう**下記事項に取り組みられるよう強く要望する。

記

- 1 新たな過疎対策法を制定すること。その際、現行法第 33 条に規定するいわゆる「みなし過疎」と「一部過疎」を含めた現行過疎地域を継続して指定対象とすることを基本としつつ、過疎地域の指定要件、指定単位については、過疎地域の特性を的確に反映したものとすること。
- 2 過疎地域において特に深刻な人口減少と高齢化に対処するため、産業振興、雇用拡大、子育て支援等の施策を推進すること。

- 3 住民が安心・安全に暮らせるよう、医療の確保、公共交通の確保、教育環境の整備等、広域的な事業による対応も含めて推進すること。
- 4 過疎地域においても、高度通信等社会の恩恵を享受できるよう、情報通信基盤の整備や財政支援措置を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

（日本共産党）

子どもの歯科矯正に保険適用の拡充を求める意見書

次世代を担う子どもたちが健やかで心豊かに成長するために心身の健康を保つことは、すべての保護者、大人たちの願いである。

子どもの歯や口腔の健康な状態を保持すること、発育期において適切な歯科矯正治療を受けられることは、顔の骨格や身体の健康を良好な状態にするだけでなく、精神的安定や生活習慣の改善にも効果があるといわれる。また、咀嚼や口腔機能を維持回復させることは、QOL（生活の質）の向上につながり、医療費の抑制にも寄与することが「8020運動」等によって実証されている。

これまでに、歯科矯正治療に係る保険給付の対象は、その範囲の拡大や見直しが行われ、現在 53 の疾患が保険適用とされている。しかし、それらの疾患には該当しない場合が多く、保険適用外の治療となることが大半である。

子どもの歯並びについては、学校健診で要受診・要治療項目として指摘されることが多いものの、保険適用に該当しない場合、費用の負担が高額になることから、矯正治療を断念する場合もあるのが現状である。~~一方、ドイツ、フランス、イギリスなど諸外国では子どもの歯科矯正治療は保険適用が可能である。~~

よって、国におかれては、子どもたちの適正な歯科矯正治療を可能にするため、保険適用の拡充を要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

第347回(令和2年2月)定例会
会派提案意見書案に対する態度

【会派名：日本共産党】

| 番号 | 件名 | 提出 会派 | 態度 | 理由 |
|--------|-----------------------------------|----------|----|---|
| 意 1 | 適正な土地の管理の確保のための地籍調査の推進に関する意見書 | 自 | △ | 「新たな総合的土地政策」にもとづく新たな手法には、賛同できず、該当部分を削除している。 |
| 意 2 | 新たな過疎対策法の制定に関する意見書 | 自 | △ | 若干の修文。 |
| 意 3 | 性犯罪に関する刑法規定の見直しを求める意見書 | 民 | △ | 必要な加筆をおこなった。 |
| 意 4 | 中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書 | 公 | ○ | |
| 意 5 | 新たな過疎対策法の制定に関する意見書 | 公 | ○ | |
| 意 6 | 高齢者を特殊詐欺から守る体制整備を求める意見書 | 維 | △ | 若干の修文。 |
| 意 7 | 外国にルーツを持つ子どもたちへの日本語教育の体制整備を求める意見書 | 維 | △ | 若干の文章整理。 |
| 意 9 | 子どもの歯科矯正に保険適用の拡充を求める意見書 | 共 | — | |

(備考) 「態度」欄 ○:概ね原案どおり賛成 △:修文のうえ賛成 ×:当該案に反対 —:自会派提案
※ △で修文を求める場合は、修文の具体的な文案を書面でお示し願います。

意見書案 第 号

（自由民主党）

適正な土地の管理の確保のための地籍調査の推進に関する意見書

国土交通省は、バブル期に制定された土地基本法の改正と人口減少社会に対応した「新たな総合的土地政策」の策定に向けて検討を行っている。人口減少・少子高齢化が本格化し、所有者不明土地問題や管理不全の土地の問題が顕在化する中、地域の活性化と持続可能性の確保につながる地域づくり・まちづくりを進めるにあたり、土地需要の創出や喚起に努めることがより一層重要となっている。そのためには、所有者等の登記に関する意識を向上させることも重要であり、所有者等は適時にその権利関係を公示する責務を有するという規範を明らかにするとともに、登記手続に要する費用面・手続面でのコスト低減を含め登記を適時に行うインセンティブについても検討する必要がある。

また、国土調査法に基づく地籍調査は、土地の境界等の明確化を図り、その成果が公表されることによって、適正な土地の利用・管理の基礎データとなるものであり、社会資本の整備や防災事業の推進等に資するものとして重要である。

一方、その進捗率は全国で約 52%にとどまっていることから、更なる円滑化・迅速化が求められている。地籍調査では、原則として土地所有者等の現地での立会いにより境界の確認を行うこととされているが、土地所有者等の所在不明により、その協力が得られない場合等であっても、調査を円滑かつ迅速に進めるための手続の見直しが必要である。さらに、地籍調査の進捗が遅れている都市部や山村部では、地域の特性に応じた効率化の手法の導入が求められる。

よって、国におかれては、上記の状況を鑑み、下記のとおり地籍調査が一層の進捗するよう具体的な施策の整備を強く要望する。

記

- 1 地籍調査の加速化のための予算を確保すること
- 2 所有者不明土地の権利・管理の明確化への手続きの簡略化及び所有者不明土地発生抑制・解消に向けた施策の具体化を図ること
- 3 土地所有者の探索の円滑化・合理化施策の具体化を図ること
- 4 現地境界確認立会など筆界確定作業の新手法の導入等による効率化を図ること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

（自由民主党）

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎対策については、昭和 45 年に「過疎地域対策緊急措置法」が制定されて以来、4 次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、全国的な人口減少局面を迎える中で、過疎地域の人口減少や高齢化は特に顕著であり、管理放置による森林や農地の荒廃、度重なる豪雨災害による林地崩壊や河川氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、国土面積の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとであり、国民への食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、森林による地球温暖化の防止など多大な貢献をしている。このような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和 3 年 3 月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

よって、国におかれては、同法の失効後も、過疎地域がそこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持され、同時に都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するため、引き続き社会基盤整備をはじめとする総合的な過疎対策を充実・強化されるよう新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

（ひょうご県民連合）

性犯罪に関する刑法規定の見直しを求める意見書

性犯罪は、被害者の人格や尊厳を著しく侵害し、心身に重大な後遺症を残す深刻な犯罪である。その悪質性、重大性に対して、これまでの刑法の規定では不十分であるという声の高まりを受け、平成 29 年 6 月の刑法改正において、性犯罪に関する規定の見直しが行われた。

しかし、平成 31 年 3 月には、被害者の同意がない行為だと認定されながらも、抵抗不能な状態であったと認定することはできないなどとして無罪とされる判決が相次ぎ、現行の規定が十分でないことが明らかとなった。

平成 29 年の法改正に当たり、衆参両院が採択した附帯決議では、「近年の性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をする」という改正法の趣旨を踏まえた対応について、政府及び最高裁判所に格段の配慮を求めており、また、改正法の附則においては「施行後 3 年を目途として」、施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは所要の措置を講ずることとされている。

よって国においては、施行後 3 年に当たる令和 2 年 7 月に向け、**性犯罪処罰規定が国際基準に到達するよう**被害の実態に即した性犯罪に関する刑法規定の見直しを行うとともに、次の事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 心理学的・精神医学的知見等についての調査研究データや性犯罪等被害の実態調査結果等を早急にとりまとめ、規定の見直しに反映させること。
- 2 脅迫や不利益を示唆しての強要等による不同意の性行為や、地位関係性を利用した性行為について、被害の実態に即した規定を整備すること。
- 3 **強制性交罪などの「暴行・脅迫要件」の撤廃、いわゆる性交同意年齢（13歳）、強制性交罪の公訴時効の撤廃又は停止、配偶者間における強姦の処罰化、刑法における性犯罪に関する条文の位置、などを明記すること**
- ~~3~~ 4 現行では軽犯罪法または迷惑防止条例等によって対応されている盗撮行為について、刑法に位置付けること。
- ~~4~~ 5 平成 29 年改正時の国会附帯決議の内容を遺漏なく実施し、必要に応じて運用を見直し、次期法改正に反映させること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

（維新の会）

意見書案 第 号

高齢者を特殊詐欺から守る体制整備を求める意見書

現在我が国において、社会に甚大な被害をもたらしているのが、主に高齢者をターゲットにした特殊詐欺である。

特殊詐欺には、面識のない不特定の者に対し、電話やその他の通信手段を用いて行われるオレオレ詐欺、預貯金詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺等があるが、最近ではキャッシュカードをすり替えて盗む新手の手口が横行している。

これらの特殊詐欺では、高齢者等を主な標的として綿密な犯行計画を立て、周到な役割分担を行うことで被害者を信用させるとともに、犯罪摘発を回避することを企図し、一方で組織犯罪化している。

健康や生活に不安を抱えていることの多い高齢者にとって、特殊詐欺により、~~長年にわたり貯めてきた多額の~~資産を奪われるだけでなく、甚大な精神的被害をも与えており、極めて深刻な人権侵害である。

よって、国におかれては、特殊詐欺を防止できる体制の整備充実を早急に図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

（維新の会）

意見書案 第 号

外国にルーツを持つ子どもたちへの日本語教育の体制整備を求める意見書

昨年6月に「日本語教育の推進に関する法律」（以下「日本語教育推進法」）が成立し、これによって初めて国や自治体等に、国内で暮らす外国人等に対する日本語教育を進める責務が示された。

出入国在留管理庁の発表では、2019年6月末時点の在留外国人数は282万9416人となり、2012年末以降は7年連続で増加し、日本社会での外国人の割合が高まっている。

そのような中、~~両親またはそのどちらか一方が外国出身者である子どもである、~~いわゆる外国にルーツを持つ子どもたちへの日本語教育については、言語発達の重要な時期であるだけに、~~日本語習得が日常生活上での必要な生活スキル獲得の面だけでなく、~~言語発達の重要な時期であるだけに、その子どもの学習や心身の発達に大きな影響を及ぼす可能性がある。違う文化で育った、外国にルーツを持つ成長過程の子どもたちが、孤立することなく日本社会の一員として健全に育つ上で、日本語習得は極めて重要であると考えます。

一方で、日本語教育環境を広げていくための日本語教師の現状は、ボランティアが約6割を占めているのが実状であり、日本語教師の専門性という観点からは脆弱な状況であり、今後の体制整備が急務と考えます。

よって、国におかれては、外国にルーツを持つ子どもたちへの日本語教育の重要性を認識し、今回の日本語教育推進法を足掛かりに、現状の日本語教師育成等の体制整備を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。